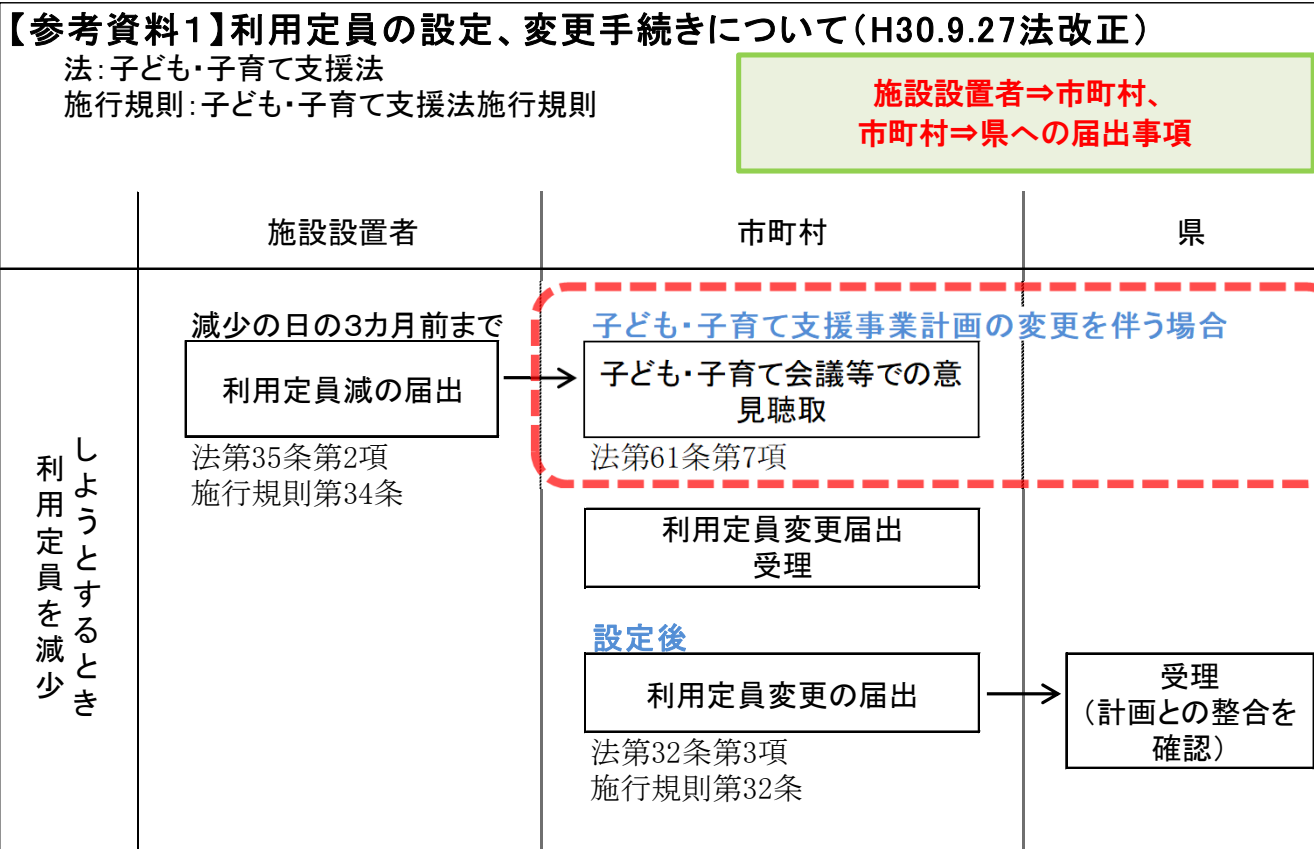


●保育施設等の利用定員変更の手続きについて

保育施設等の利用定員の変更については、子ども・子育て支援法及び施行規則において、減少の日の3カ月前までに届け出を行い、かつ「子ども・子育て会議等」での意見聴取が必要となっており(法第61条第7項)、意見聴取の後に利用定員変更届での受理となり、その後、市から県へ利用定員変更の届け出(法第32条第3項、施行規則第32条)を行うこととなります。

今回、市内認可保育施設のうち2施設から令和9年4月からの利用定員の減の相談がっており、本市の「合志市こども計画」の見直しが必要となるため、今回の「合志市こども・子育て会議」において意見聴取を行うこととなります。



合志市こども計画における「保育・教育に関する量の見込み及び確保方策」の見直し

2026 (R8) . 8月
こども未来課

現在の合志市こども計画と児童数の実績

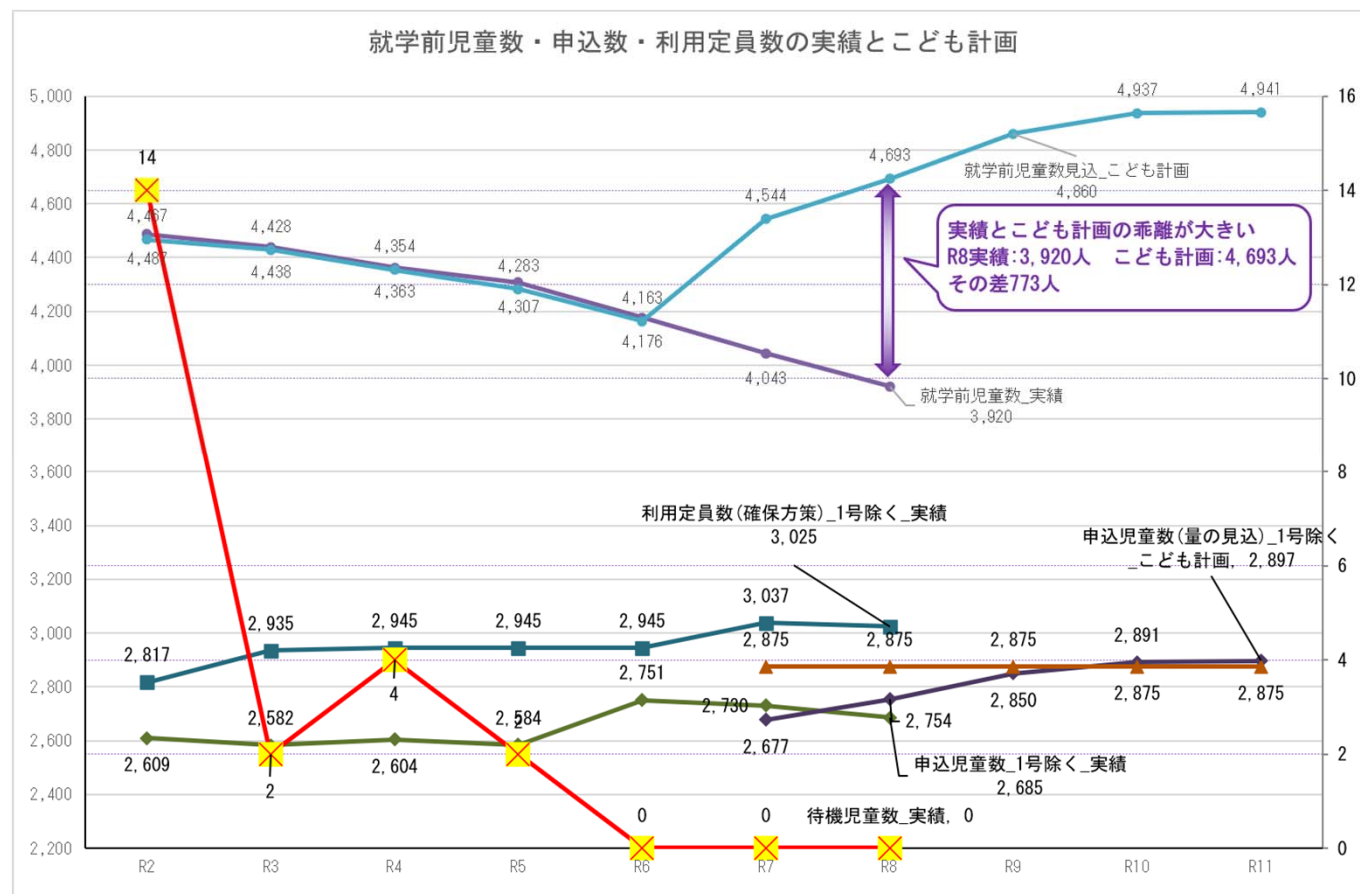
- 合志市では令和7年3月に策定した「合志市こども計画〔計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度〕において、5年間の量の見込（利用に関するニーズ量）及び確保方策を定めており、その推計には「合志市総合計画第3次基本構想第1期基本計画」の推計児童数を用いています。
- 推計に用いたこども計画（基本計画）の推計児童数と実績と比較すると、令和8年4月時点で差が773人となっており、計画との乖離が大きいことが判明しております。基本計画の人口推計について企画課で今年度見直しをすることとなっています。

合志市こども計画(令和7年3月策定)



【乖離が大きい原因としては…】

- ◆大型住宅開発等による人口増を推計に含めていたが、物価高騰や地価の高騰等の影響により、転入が伸び悩んだこと。
 - ◆出生率の低下による就学前児童数が伸び悩んだこと。
- 等が考えられます。



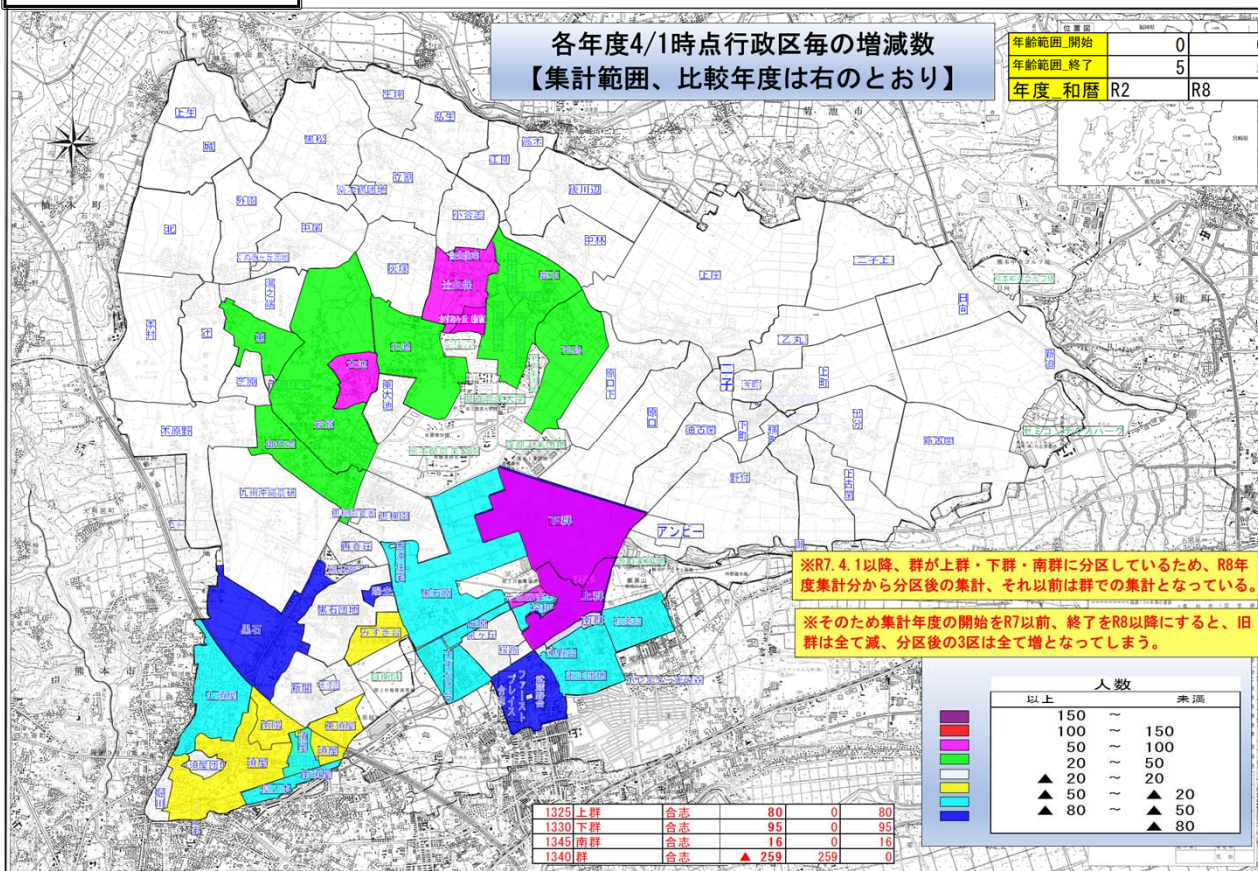
合志市こども計画における「保育・教育に関する量の見込み及び確保方策」の見直し

2026 (R8) . 8月
こども未来課

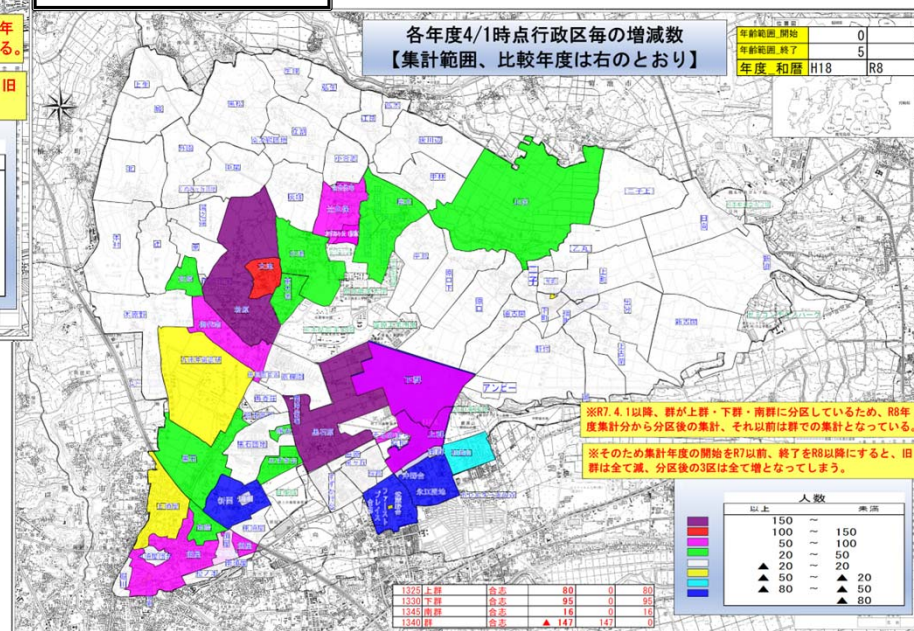
市全体における就学前児童数の増減状況

- 4月1日時点における市内行政区毎の0～5歳児の増減数の地図は以下のとおりとなっており、合併時 (H18) と現在を比較すると、全体的に増加していますが、直近の7年間では人口密集地域の南部地域における就学前児童数の減少が顕著です。

R2⇒R8の比較



H18⇒R8の比較

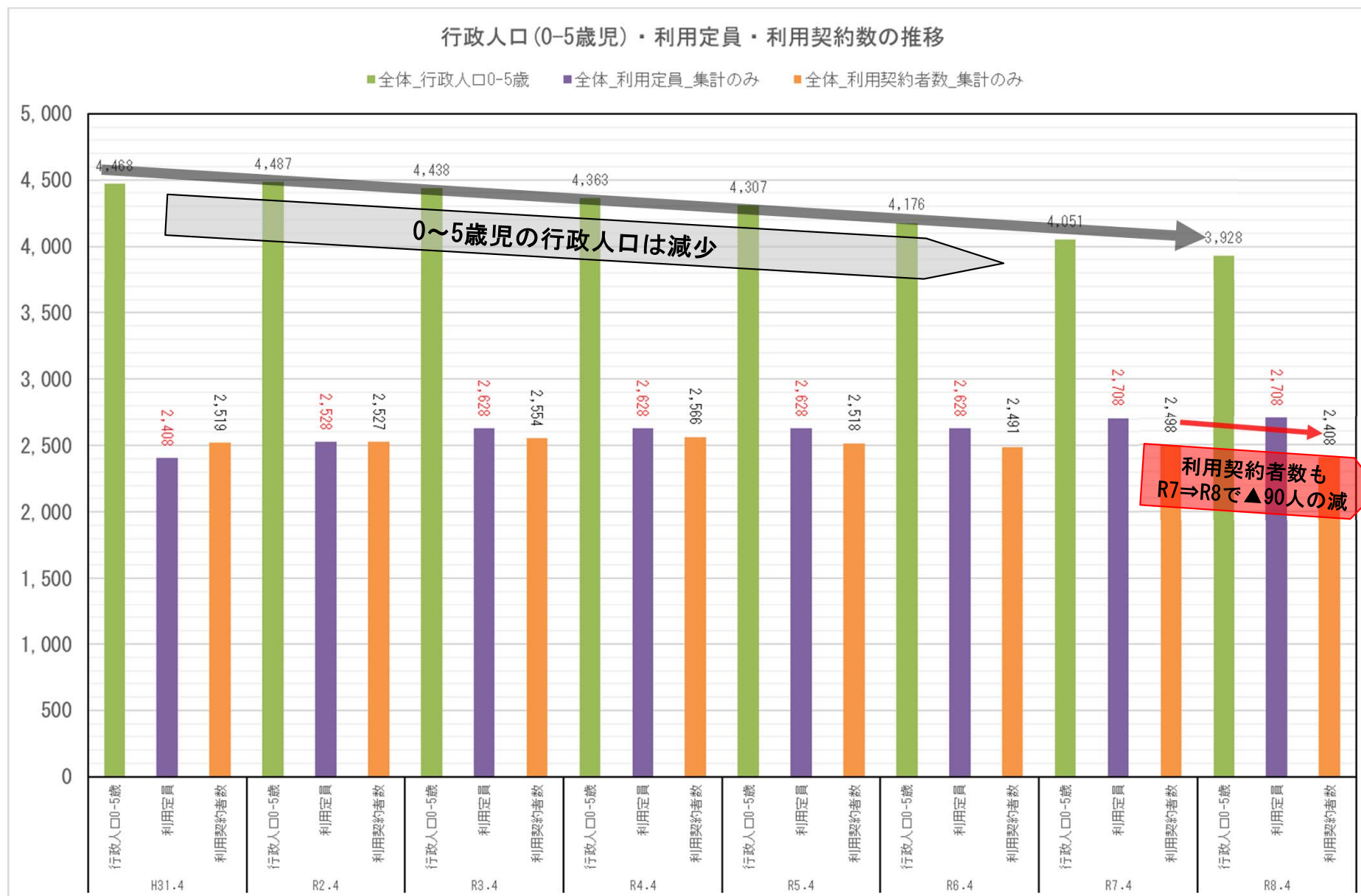


合志市こども計画における「保育・教育に関する量の見込み及び確保方策」の見直し

2026 (R8) . 8月
こども未来課

行政人口と利用定員数・利用契約数の推移

- 行政人口と市内認可保育施設の利用定員と利用契約者数(広域の保育入所分含)の推移は以下のとおりとなっています。0～5歳児の行政人口は減少が続いている一方、利用契約者数はほぼ横ばいの状態でした。しかしながら、令和8年4月の利用契約者数は前年同月比で▲90人と大きく減少しています。

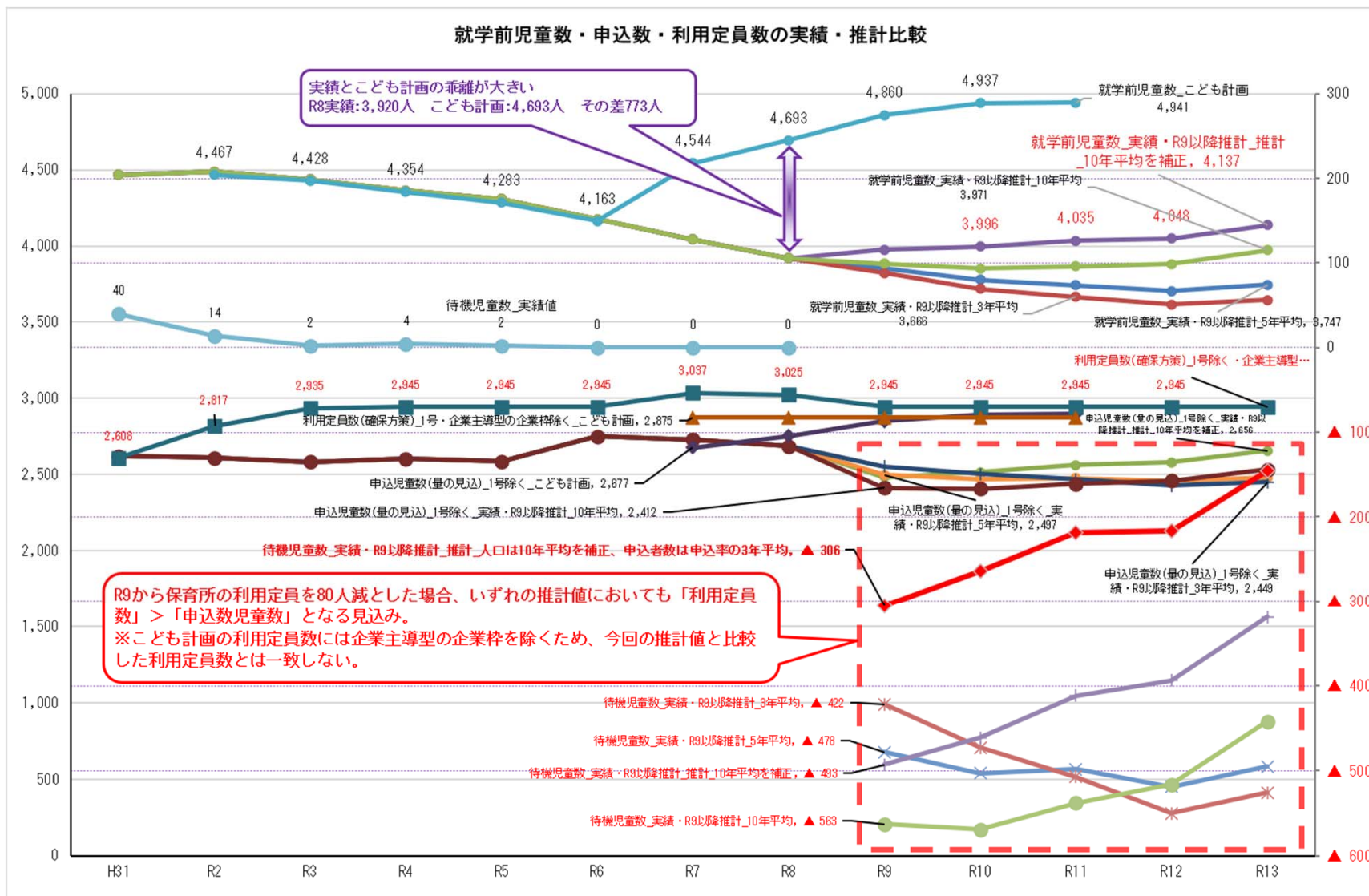


合志市こども計画における「保育・教育に関する量の見込み及び確保方策」の見直し

2026 (R8) . 8月
こども未来課

利用定員を変更(減)した場合の今後の見込み

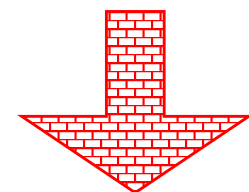
- 2施設から令和9年4月からの利用定員の減の相談をふまえ、市の現状等を分析し、今後の市全体の「保育・教育に関する量の見込み及び確保方策」について、見直しが必要と判断しました。
- 今後の人口推計について、現在、企画課で見直しが進められていますが年度末までかかる見込みであり、手続きの関係上、令和9年4月からの変更間に合わないため、こども未来課独自で推計を行った結果が以下のとおりとなります。



※今回実施した推計は、一般的に採用されている「コーホート変化率法」を用いて以下のパターンで行いました。

- ・直近3年間
- ・直近5年間
- ・直近10年間

の増減率等(0歳児についてはコーホート推計ができないため、各パターンの0歳児人数の平均値)を算出し、最も申込児童数が多かった「10年平均(申込率は3年平均で計算)」の増減率をベースに、増減率を上方修正した数値を用いて推計しています。



いずれの推計値においても、申込児童数の推計値が減少後の利用定員数を上回ることにはない推計結果となりました。

合志市こども計画における「保育・教育に関する量の見込み及び確保方策」の見直し

2026 (R8) . 8月
こども未来課

利用定員を変更(減)した場合の今後の見込み

●最も申込児童数が多かった「10年平均(申込率は3年平均で計算)」の増減率をベースに、増減率を上方修正した数値を用いて推計した場合でも、申込児童数の推計値が減少後の利用定員数を上回ることにはない推計結果となりました。そのため、今回の2件の利用定員(確保方策)を減とした場合でも問題はありません。

